

平成 27 年 3 月 6 日
日本学術会議事務局
管理課用度・管理係

調 達 公 告

件 名	日本学術会議庁舎講堂職員通用口床・階段修繕工事
ボックス番号	②
数 量	一式
業 務 内 容	別紙仕様書のとおり
履 工 期 限	平成27年3月31日
見 積 提 出 期 限	平成27年3月11日(水)12:00まで (郵送の場合は3月10日(火)18:00まで)
見積書、関係書類 提出先及び仕様 書交付先	〒106-8555 東京都港区六本木7-22-34 内閣府日本学術会議事務局管理課用度・管理係 Tel03-3403-1930
担 当 者 名	用度・管理係 佐藤、西田
競争に参加する者 に必要な資格及び 注意事項	○参加資格:平成25・26年度内閣府競争入札参加資格 (建設工事)に登録されている者。 ○参加者は、見積書の提出をもって 「暴力団排除に関する誓約事項」(別記)に誓約したものとする。 ○その他:別添の「オープンカウンター方式について」を参照

仕 様 書

- 1 件 名 日本学術会議庁舎職員通用口床・階段修繕工事
- 2 目 的 職員通用口のアスファルトと庁舎壁面の境に陥没している個所があり、その部分の修繕を行うとともに、階段と庁舎壁面に隙間があり、そこにごみが溜まるため、隙間を埋めるための修繕を行う。
- 3 履工場所 東京都港区六本木 7-22-34
日本学術会議庁舎
- 4 履工期限 平成 27 年 3 月 31 日
- 5 業務内容
 - (1) 工事を実施する前に必ず現地調査及び採寸等を実施すること。
 - (2) 施工に先立ち、監督職員又は、監督職員の指定する者（以下「監督職員等」という。）と打合せの上、工程表を作成し、承認を得ること。
 - (3) 本工事に使用する資材等については、カタログ等を提出し監督員等の承認を得ること。
 - (4) 施工箇所については図面を参考にすること。

職員通用口床・階段修繕工事

【床修繕】

- ア 劣化及び陥没している既存アスファルト部分を撤去する。
(幅 150、深さ 100 程度)
- イ 撤去後碎石を敷き転圧、ワイヤーメッシュを敷き込む
- ウ 敷き込み後現場練にてモルタルを打設し刷毛引きにて仕上げる。

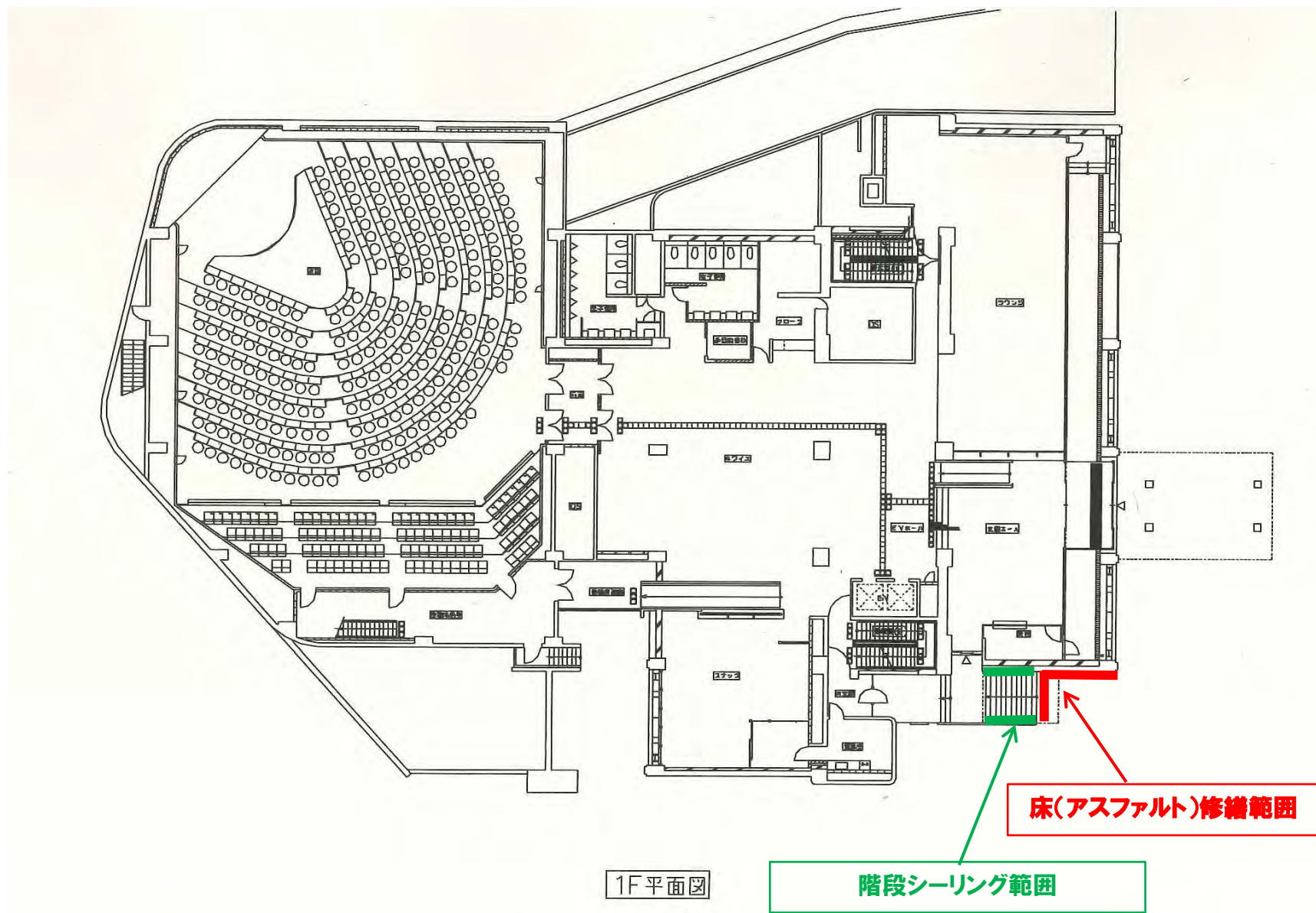
【階段修繕】

- ア 施工対象箇所を入念に清掃する。
- イ 施工面にマスキングテープを張り養生をする
- ウ 施工面にプライマーを塗布する。
- エ プライマー乾燥後ポリサルファイド系シーリングを充填する。
- オ 専用のヘラで平滑に仕上げる。
- カ 仕上げ後、速やかにマスキングテープを除去する。

6 一般事項

- (1) 事前に必ず現地確認調査及び採寸等を実施した上で、見積書の作成にあたることとし、当該工事履工に係る一切の諸費用を計上すること。
- (2) 工事個所の詳細については、監督職員等の指示に従うこと。
- (3) 使用する資材はグリーン購入法に適合していること。
- (4) 施工にあたっては、必要箇所の養生を行うこと。

- (5) 資材等の搬出入の際には、職員及び来館者等に対しての安全確保を図ること
- (6) 本工事の発生材は請負業者が関係法令を遵守し責任をもって適正に処分し、不法投棄等を行わないようにすること。
- (7) 各日の作業終了後は必ず清掃を行うこと。
- (8) 作業中に生じた事故等については、請負業者の責任において対処すること。
- (9) 請負業者の責めにより庁舎施設及び備品に損害を与えた場合は、請負業者の負担により現状に復すること。
- (10) 本工事は、本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建設工事標準仕様書（建築工事編）（平成 22 年度版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成 22 年度版）」等の標準仕様書及び関係法規等に基づき施工すること。
- (11) 本仕様書は仕様大要を示すものであることから、ここに明示されていないものでも、工事の性質上、必要なものは、監督職員等に報告し、協議の結果により施工すること。
- (12) 本仕様書の内容及び解釈等に疑義を生じた場合、その他、特に必要があると認められた場合、事前に監督職員と協議の上、決定、解釈を図ること。



暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。